

受理官庁 JO	産業通商供給省工業所有権保護局 (ヨルダン)	附属書 C JO
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ヨルダン	
国際出願の作成に用いることができる言語	アラビア語 ¹ 又は英語	
願書の提出に用いることができる言語	アラビア語又は英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? ^{2,3}	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める ⁴ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁又は米国特許商標庁(USPTO)	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁 ⁵ 又は米国特許商標庁(USPTO) ⁶	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語(附属書D参照)である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない(PCT規則12.3)。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される(「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である(2009年5月14日付公示(PCT公報)79頁参照)。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2017年7月13日付公示(PCT公報)106頁以降を参照。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する(又は実施した)場合に限り、管轄する。
- 6 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する(又は実施した)場合に限り、管轄する。

J O	産業通商供給省工業所有権保護局 (ヨルダン) (続き)	J O
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ヨルダン・ディナール (JOD) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	JOD	100
国際出願手数料 ⁷	USD	1,453
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁷	USD	16
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	USD	218
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	USD	328
調査手数料	附属書D (AT), (AU), (EP) 又は (US) 参照	
優先権書類の手数料	JOD	100 ⁸ 50 ⁹
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	JOD	50 ⁸ 25 ⁹
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がヨルダンに居住している場合 要, 出願人がヨルダンの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に対して手続するために登録されている弁理士又は特許代理人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	していない	

7 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

8 この額は企業又は組織による出願の場合に適用される。

9 この額は個人による出願の場合に適用される。